

大阪府立自然公園構想



府立自然公園の目的

泉南地域の山系は、海浜部まで連なる豊かな自然環境が残った府内で唯一の地域であり、山容の美しさや大阪湾を一望する傑出した眺望など素晴らしい自然資源を有しています。

この優れた自然資源を無秩序な開発から守るとともに、適正な利用に向けた総合的な整備などを進めるため、地域の皆さんの理解と協力を得ながら、この地域を府立自然公園として指定したいと考えています。

泉南西部地域（阪南市・岬町）の自然環境の特徴

- ・尾根部を中心にアカマツ林が分布し、山腹斜面ではコナラなどの落葉樹林やソヨゴ、ヒサカキに混じり、ウバメガシなどの暖地性常緑樹が分布しています。
- ・中小の起伏山地が連なり、山容が美しいことから紀東アルプスと称され、大阪湾の海岸線や和歌山県域の紀ノ川など優れた景観を眺望することができます。
- ・鳥類や昆虫類など多様な生物が豊富に生息しています。

府立自然公園指定検討区域



府立自然公園内の整備イメージ

■自然歩道や展望台などの整備

府立自然公園の適正な利用を推進するため、近畿自然歩道のネットワークとして自然歩道を整備するとともに、展望台、ベンチや道標などの利用のための設備を整備していきます。



展望休憩所



自然歩道などの整備イメージ

※近畿自然歩道とは…
環境省が定めた近畿地方
2府7県・全長3300kmに
わたる自然歩道です。
全国では他に、東海自然
歩道や東北自然歩道など
9つの長距離歩道があり
ます。



山の奥道により林内が暗くなった森林
一掃り透かし後、高木性の後継樹が萌
発する



森林景観保全整備事業のイメージ

■トイレや駐車場の整備

適正な利用を促すため、トイレや駐車場、ベンチ等を設置し、地域の環境保全に貢献します。



公衆トイレ

■ゴミの不法投棄防止対策づくり

山地美化キャンペーンをはじめ、パトロールの強化を図るとともに、ゴミ投棄防止柵を設置するなど、快適な生活環境づくりに努めます。



山地美化キャンペーン

Q.1 府立自然公園指定の手続きは
どのようなになっているのですか？

府立自然公園は、大阪府自然公園条例に基づき
知事が府の自然環境保全審議会の意見を聞き指定
します。

- ・区域の決め方
- ・公園区域としての保全整備の考え方
- ・公園施設の種類、配置

等の内容について、地元の代表として市、町に意
見を聞くこととなりますが、この際には市、町が
地元関係者の意見を集約しやすいよう、府が市、
町と一緒に意見を聞く場として地元関係団体等へ
の説明会を予定しています。

Q.2 森林施策に対して、どのような配慮が
なされるのですか？

- 第3種特別地域であれば、伐採にあたって知事
の許可が必要ですが、特に条件がつかないので
実質的には手続さを取っていただくのみです。
- 森林地域では現状でも樹木の伐採にあたって
は、森林法に基づく伐採届出が必要ですのでこれ
までとほとんど変わりません。

(ただし、これまでどおり保安林の場合は皆伐
限度などの条件、制限があります。)

- 許可までに要する期間は、1～2週間程度かか
ります。

Q.3 今後どのようなスケジュールで進めて
いくのですか？

公園区域案や公園計画案を作成し、市町や地元と
の意見交換を踏まえて、「府の内部調整」、「市町へ
の意見照会」を行い、その意見を反映させて進めて
いきたいと考えています。



Q.4 指定されると土地の売買ができな
くなるのですか？税金はどうなりますか？

- 土地の売買について制限はありませんが、土地利
用について一定の制限がなされます。
- 相続税・贈与税については、財産評価の額、その
土地が受ける立木の伐採制限の程度に拠った一
定の割合が評価額から控除されることとなっ
ています。ただし、既に保安林等に指定されてい
ることにより伐採制限が重複する場合は、最も厳しい
伐採制限に基づく控除割合によることとなり
ます。

Q.5 利用者の増加によるマナーの問題や
マツタケの時期の対策はどうなりますか？

府立自然公園の指定に関わらず、今後とも都市住
民が森林へ入ることが増えていくことが予想され
ますが、自然公園に指定することによって歩道や
展望台などの各種利用施設の整備を図り、一定の
節度をもった利用へと誘導します。

また、マツタケの時期の対策については、市町と
協力しながら利用者への啓発を行うなどの対策を
講じていきます。

Q.6 ゴミの増加や山火事防止の対策は
どうなりますか？

ゴミや山火事の問題については、現在国定公園
区域において府と市町村が協力して防護網の設置
や山道美化キャンペーン、パトロール、啓発事業
の対策を実践していますが、指定後は府立自然公
園区域内においても進めていきます。

優遇措置等

自然公園事業による施設整備

- 市立自然公園に指定されると、地元の皆さんの意向を踏まえながら大阪府が策定する公園計画に基づき、各種自然公園事業を計画的に実施します。
(施設制：休養休憩施設、駐車場、歩道等)
- 利用者のマナー向上のためのPRやごみ対策などの環境整備対策についても、併せて取り進めています。

税制上の措置

- 相続税・贈与税
課税されますが、財産評価の額に土地の利用制限の程度により、一定の割合で控除がされることになっています。ただし、既に保安林等に指定されていることにより伐採制限が重なる場合は、最も厳しい伐採制限による控除割合が適用されることになり、重複した適用はありません。

森林整備事業の実施

- 自然公園地域においては、普通林の約2割の補助率で造林補助金が受けられます。
普通林：保安林、自然公園地域など以外の森林
- 自然公園地域において間伐などを推進する森林景観保全整備事業を展開します。
[森林景観保全整備事業の概要]
・事業対象：自然公園の区域であって、景観の維持や防災上、早急に整備が必要な森林
・事業内容：除間伐、枝打ち等
・事業手法：府営事業として府が直接実施

無秩序な開発の防止

地域の環境を無秩序な開発から守り、ゆとりとうるおいのある空間づくりに貢献します。

指定に伴う制限

指定検討区域においては、府立自然公園条例に定めている第3種特別地域及び普通地域の指定を検討しています。第3種特別地域に指定されると、道路建設や工作物の新築、樹木の伐採などには知事の許可が必要となります。ただし、果樹・茶・桐・その他農薬用にあつた樹木の伐採や森林の保育（下刈、間伐等）は許可不要です。（第3種特別地域及び普通地域に受ける制限は、下表のようになっています。）

地域区分	地域の概要	制限の概要		区分	主な許可・届出が不要な行為
		伐 採	建築物		
第3種特別地域	風害を懸念する必要性が比較的低い地域で、通常の農林漁業活動について大きく制限されない地域	特に条件はありません。皆伐することもできます。	農林業者のための施設・住宅の増改築や生活道路、農林道の建設等は許可されます。但し、景観に配慮した取扱いが必要です。	許可制	・溝、井せき、とい等の新築、改築等 ・道路・広場から20m以上の農林小屋、伐木小屋等の新築、改築等 ・宅地の木竹の伐採、移植 ・枯樹、危険木の伐採 等々
普通地域	自然景観上特別地域と一体をなす地域、風害の保護を図る必要がある地域	規制を受けません。	規模により届出が必要になります。	届出制	・開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。



大阪府

環境農林水産部みどり・都市環境室
〒596-8570 大阪市中央区大手前2丁目
TEL06(6944)6746/ファクス06(6944)6749
FAX06(6944)6749

泉州農と緑の総合事務所
〒596-0076 岸和田市野田町3-13-2
TEL072-439-3601